

第 18 回藤沢市総合計画審議会

と き 2011 年（平成 23 年）1 月 15 日（土）
午前 10 時
ところ 藤沢市役所新館 7 階第 7 会議室

1 開 会

2 議事録確認

3 議 事

（1）実施計画書案について

（2）基本構想副読本について

（3）その他

4 その他

事務局

開会に先立ちまして、ご報告いたします。第1点は、審議会規則第7条の規定により、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされておりまして、委員数24名のうち出席委員は17名と過半数となっていますので、本日の会議が成立したことをご報告いたします。

2点目は資料の確認です。(資料の確認)

資料1の前回会議録について、訂正等がありましたら1月31日までに事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、これからの議事進行を曾根会長をお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

ただいまから第18回総合計画審議会を開会します。今年初めての審議会ですので、今年もよろしくをお願いいたします。

本日も円滑な議事進行に務めながら、委員の皆さんの闊達な議論をいただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

本審議会は公開としております。傍聴希望者はいらっしゃいますか。(なし)

前回の議事録の確認については事務局の説明がありましたので、早速議事に入ります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

議事(1)実施計画書案について、事務局から説明してください。

事務局

まず説明に入る前に、昨年12月19日の審議会以降に開催された各会議体の状況を簡単にご説明いたします。第21回わいわい・がやがや・わくわく会議は1月6日に開催され、基本構想副読本について検討いたしました。

全市域と地域のまちづくり実施計画について、理事者と新総合計画策定庁内検討会議の部長、関係課長を入れた理事者調整が2回にわたって行われました。第1回は12月23日から25日、第2回は1月4日から本日の午前9時まで行っております。

それから実施計画の経過についてですが、1月15日の最終的な理事者との協議が終了して、指摘された事業について現在、一部修正や加筆等を行っており、その点がまだ加味されていない部分がありますので、よろしくをお願いいたします。また、短期財政計画については、現在、平成23年度の予算編成と並行して進めておりますので、きょうご報告する実施計画については、現時点で整理されたものであり、また1月31日に予定されている議員全員協議会も踏まえ最終的な実施計画については、2月の総合計画審議会にご報告をしたいと思っております。

それでは、619ページにわたる実施計画計画書についてご説明いたしま

す。(資料2参照)

「目次」は第1章から第6章までの構成となっております。1章から2章については前回ご報告し、何点かご指摘をいただき、今、修正、加筆しておりますので、説明を省略させていただきます。

第6章の596ページ、「まちづくりアイデア事業」については、地域経営戦略100人委員会やNPO団体、市民から寄せられた活動のアイデアが現時点で47件来ております。この47のアイデア提案事業は活動のアイデアとヒントを3ヵ年の実施計画の中で事業候補として位置づけ、毎年ローリングして、実施計画に掲載して多くの市民にご覧いただいて、参加や協働、連携を求めて具体化できるものは次のステップで入れていく。このことによって市民力、地域力を生かし、公民連携事業という新しい公共の視点で変えていくわけですけれども、今回、藤沢市として初めて取り入れた制度ですので、これから各地で議論をしていくときに、アイデア事業を市民事業に醸成させていくということで596ページから613ページに記載しております。内容は時間の関係で省略させていただきます。

次に、第4章「市域全体のまちづくり実施計画」です。前回においてまちづくり計画のフォーマットの見方等をご説明しておりますので省略します。また、「ふじさわ未来課題」については、9つの目指す方向ごとに「ふじさわ未来課題」に関連する事業ということで、企業名、団体名まで入っていましたが、ご意見等を踏まえてこのような形に再度修正いたしました。

市域全体のまちづくり実施計画は15ページから255ページに及ぶものですので、「新総合計画体系」によりご説明いたします。その前に現在の総合計画2020の後期実施計画は499事業ですが、そのほとんどが事業予算を伴う事業要求ベースの計画書です。それに基づいて毎年度予算要求をするという体系になっています。今回の新総合計画に基づく実施計画事業は、「新しい公共」と「地域分権」の視点に基づき政策仕分けを12年間にらんで、まちづくり行政事業、まちづくり市民事業、まちづくり公民連携事業、まちづくり広域連携事業に分類し、「ふじさわ未来課題」を達成するための戦略目標、その戦略目標を具体化するための政策を12年間の中長期の視点に立って3年間の施策となり得る事業に整理しております。また、部門別計画と総合計画との連携、藤沢市には100以上の部門別計画として、例えば環境基本計画、緑の基本計画、男女共同プラン等々ありますが、今までの総合計画では部門別計画と総合計画はリンクしておりませんでした。昨年から今年にかけてこの大半の見直しをしておりますが、部門別実施計画で示された施策と総合計画との施策をどう連携させるか。したがって、今回はそれと連携をしていく。また総合計画事業費は、政策的経

費を総合計画事業とその他政策経費に分けるということで、例えば今まで入っていたITによる市内のコンピュータの維持管理費とか継続的な市内の運営管理費が総合計画に入っていたものや、法律で規定されている扶助費とか通常のは総合計画から外しております。そういう中で調整を行った途中の段階のものです。

現時点での市域全体の実施計画事業数は345で、現在の総合計画事業数499から見ると31%と減っておりますけれども、今後、若干増える状況です。その345のうちまちづくり行政事業が299で、まちづくり市民事業、まちづくり公民連携事業等が残りのものとなっております。

それでは、体系図に基づき説明いたします。横軸に4番目から「戦略目標」、「政策」、「実施事業名」としております。例えば事業名1の「藤沢づくり推進事業」は、総合計画をつくった後、市民関係団体と専門家によって総合計画の進捗管理をどう進めていくかという項目です。4の「4大学コンソーシアム官学連携事業」については、今後議論をして4大学による相互互換の考え方あるいは産学連携の強化、生涯学習の推進等々を考えていきたい。

「政策」3の行財政改革の推進の3「職員政策イノベーション」は、若い職員からたくさんアイデアを得て、自発的に改革事業を進めていく。5の「行財政改革の推進事業」は、22年に第3次行革が終わり、23年に新しい行政経営の改革をどう進めていくという手綱を緩めず改革を推進していく。一方、財政が逼迫していく中で税・料等の収入確保をしていくということです。

4の「クリーンな市政経営の運営」では、コンプライアンス条例をつくっていく等々が入っています。

次に、戦略目標の02「市民、地域と行政が育む、暮らしやすさを実感できるまち」には、12の実施計画事業が位置づけられております。例えば新しい公共を実現していくためにはNPO、ボランティア団体を育成するための「公益的市民活動助成事業」、「地域経営会議支援事業」、市民の目線による情報化の推進では、地域情報サイトを活性化して地域と地域が情報交換を積極的にやる。あるいは「ふじさわサイネージ事業」を進めていく。

「多様なメディアを活用した情報発信の推進」では、藤沢の持つさまざまな魅力、価値、政策的優位性を藤沢ブランドとして構築し、推進していく。

戦略目標の03「子どもを安心して産み育てられるまち」には22の事業が予定されています。例えば4の「特定不妊治療費助成事業」を少子高齢化対策として進めていく。あるいは政策の10のところでは、児童虐待防

止対策、こども発達支援事業をやっていく。政策の 11「すべての子育て家庭への支援の充実」では、子育て支援センター事業を 13 地区の地域経営会議と連携しながらやっていく。12 の「子どもを安心して育てられる環境の充実」の 5 の地域ぐるみで「子どもを育てる応援事業」とか、待機児童解消事業は、600 人から 700 人の待機児童に対して総合的に推進していく。13 の「子ども・子育て支援システム対応準備事業」を構築していく。

戦略目標の 04「生きる力を育む学校教育と未来を担う青少年を育成するまち」では、「子ども知・遊・育プラザ事業」は子どもが遊びながら社会体験をしていく事業を推進していく。青少年の居場所づくりとか、生きる力を育む学校教育では中学校給食の問題もきちんと研究していく。中高生が企画・構成・演出するインターネット配信事業、学校の安全・安心を守るために学校防犯事業をやる。あわせて学校施設の長寿命化にも対応していく。

戦略目標 05「保健、医療、福祉、健康などの生活環境が整ったまち」には 56 の事業が予定されております。政策の 17「障がいのある人への支援の充実」については、障がい者等の歯科診療を充実していく。あるいは地域生活者支援を充実していく。10 の福祉拠点整備事業は、成年後見問題、発達障がい者、高次脳障害も含めて懸案であった総合福祉拠点を検討していく。14「障がい者環境づくり事業」も新たにやっていく。

政策の 18「ゆとりある高齢期を平穏にくらせるまちづくりの推進」では、介護人材の育成支援、高齢者見守りネットワーク事業等を行う。

政策 19「生涯にわたる健康づくりの推進」では、細菌性髄膜炎予防接種事業、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチン予防接種事業では市独自で対応していく。一方、食育推進事業では地産地消条例等を踏まえてやっていく。あるいは昨年制定した健康都市宣言を踏まえて「健康づくり推進事業」を新たに推進していく。

政策 20「健康危機管理体制の充実」では、たくさんの健康危機が生じている中で健康危機管理対策あるいは 21「医療体制の充実、整備の推進」では、広域連携によって新たな医師会立看護学校整備支援、医療の質と地域医療水準の向上、命を守る救急医療の充実等を行っていく。

政策 22 では住宅環境整備等、政策 23 ではスポーツ環境事業とかスポーツノーマライゼーション事業等積極的に行っていく。

戦略目標 06「災害や犯罪に対して不安なく暮らせるまち」では、33 の事業、24 の政策については救急ワークステーション事業、災害時要援護者支援事業のさらなる推進を図ると同時に、防災リーダーの育成強化をやっていく。犯罪対応の中では消費者保護を国と連携して行う。

政策 27「災害に強いまちづくりの推進」では、災害時の相互応援協定の締結を近隣市町と積極的にやっていくと同時に、大地震対応強化事業を推進していく。

政策 28「安全・安心な都市基盤・都市環境づくりの推進」では、市民力、地域力を生かして女性も活用した新たな消防マネジメント体制を進める。地域から要望の高かった境川のプレジャーボート対策を県・市・地域と一緒にやっていく。

政策 29「広域連携による消防体制の強化、充実」では、茅ヶ崎、寒川、藤沢による湘南東部消防広域化の推進というものを積極的に図っていく。

戦略目標 07「一人ひとりの個性を尊重し認め合う心の通うまち」では、政策 30 で成年後見制度利用支援事業、政策 31 の中ではワーク・ライフ・バランス推進事業を積極的に推進する。政策 32 の中では 7,000 人いる外国籍市民の多文化共生を積極的に進めると同時に、外国人相談窓口の充実も図っていく。政策 33 では 13 地区ごとに地域と連携して地区ボランティアセンターをつくり、新しい公共を推進していく。政策 34 では多様な主体による生涯学習の推進ということで、次世代型図書館を構築していく。

戦略目標 09「人々が交流して、平和でぬくもりのあるまち」では 8 つの事業が予定されています。昨年開催した「平和の輪をひろげる湘南・江の島会議」を節目として、核兵器のない世界を目指し、地域、市民、全国の自治体と連携していく。あるいは航空機騒音対策や自治体連携による基地対策も連携して進めていく。

戦略目標 10「豊かな自然環境と地域資源を守り発展させ、次世代に継承するまち」では 14 事業を予定しています。特に、政策 39 の「湘南海岸の美化と維持・保全の推進」では、養浜対策事業を県市連携で進めていく。政策 40「自然豊かな田園環境の維持・保全の推進」の中では水田を環境、景観も緑の保全奨励と同時に体験型市民農園の支援をしていく。政策 41 の「多様な動植物の生息環境」の中では自然環境共生推進事業を行う。政策 42 では三大谷戸の保全をさらに進めると同時に、鎌倉との広域連携によって川名手広緑地を土地緑地保全に向けて取り組んでいく。里山の保全もしっかりと行っていく。

戦略目標の 11「愛着と誇りの持てる景観の保全と創造するまち」では、景観資源や景観形成事業を推進していく。

戦略目標 12「地域づくりの未来の担い手が育つまち」には、多様な世代による地域づくり推進等を進めていく。

戦略目標 13「環境への負荷を軽減し、未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち」では 18 事業があります。「サステナブル・スマート・

タウン推進事業」を総合的に公民連携で推進していく。あるいは広域連携によって「バイオエネルギー推進事業」や「資源有効利用促進事業」を強化していく。それから水、空気、土壌を含めたさまざまな環境保全事業を進めていく。

戦略目標 14「地域から低酸素社会をめざし、行動するまち」では、藤沢市は1990年と対比して2022年には40%のCO₂を削減するというところで、自転車走行環境整備計画を策定すると同時に、バイクシェアリング事業も行っていく。あるいは環境に配慮した建築物の普及では、長期優良住宅としてCO₂を削減した住宅へポイント制度を設ける。地球温暖化施策については8つの総合的な地球温暖化対策事業を積極的に進めていく。

戦略目標 15「新しい産業の興る活力あるまち」の中で、特に中小企業は大変厳しい状況ですので、中小企業国際展開事業として持っている技術・ノウハウをマッチングさせると同時に、中小の金融対策を強力に進めていく。あるいは新たに企業立地促進事業を設けていく。

政策 55「産学官連携による起業支援・新産業創出の推進」では、新産業創出事業等、政策 56「コミュニティの核として地域に密着した商店街づくりの推進」では、藤沢、辻堂、湘南台の拠点駅周辺地域商店街振興対策を進める。また、地域密着型商業まちづくり推進等々を推進していく。

政策 57の「地産地消の推進」では、環境保全型農業の推進や地産地消推進やつくり育てる漁業を総合的に推進する。

政策 58「都市農業の維持・保全」では、担い手育成、遊休農地解消事業等を積極的に推進する。

政策 59「都市計画制度の活用による住環境整備や産業の活性化」では、大規模土地利用転換等が今後も予測される中で、住環境との整合を図るための都市計画のルールづくりや高度利用地区指定に向けて、さまざまな都心の構造の変化に対応した仕組みづくりを進めていく。政策 60「総合交通ネットワークの充実による交通体系の確立」では、相鉄いずみ野線の延伸、パナソニック跡地の新南北線推進事業やバス交通支援事業等を強化していく。

政策 61「安全で快適な地域まちづくりの推進」では、ドッグラン施設とか川べり遊歩道新設事業等を挙げております。

政策 62「土地形成に資する道路ネットワークの構築」では、産業、生活を支える主要な道路の整備を積極的に行っていく。

政策 63「都心の活動を創生する都市機能の再構築の推進」では、藤沢都心再整備事業等を進めていく。

戦略目標 18「地域の人材を活かした雇用機会を創出するまち」では、

就労支援（仮称「JOB カフェ」）事業を新たに展開し、フリーター対策もしっかりとやる。障がい者雇用促進、就労支援を推進する。

戦略目標 19「多様な地域資源を活かした観光立市のまち」では、9 事業がありますが、例えば外国人観光誘客事業、鎌倉・藤沢の都市連携で広域観光圏観光を推進していく。また、海上観光活性化事業を推進していく。

戦略目標 20「多様な主体が広域連携するまち」では 5 事業がありまして、さらなる広域都市行政を推進するとともに、パスポートセンターを 2 市 1 町で立ち上げていく等々があります。

戦略目標 21「誰にでも優しいユニバーサルデザインのまち」では、自転車対策事業、鉄道駅エレベーター設置事業、戦略目標 22「未来に引き継ぐ公有財産と社会資本を有効活用するまち」では、都市基盤関係の公園、道路、下水道、庁舎等公共資産の有効活用の視点に立って、長寿命化と再構築というものを積極的に公民連携の視点に立って進めていくと同時に、将来の児童の状況や 35 人学級をしながら、地域に開かれた学校づくりということで学校教育施設の有効活用を進めていく。

戦略目標 23「地域の伝統や文化を継承、多様なライフスタイルが生まれるまち」では、4 つの事業が予定されております。例えば江の島の歴史的資産のキッチン苑を中心とする保存事業とか映像ライブラリーの公開授業等を進めていく。

戦略目標 24「市民一人ひとりが豊かな心を育む文化に触れ合う交流発信のまち」では、6 事業が設定され、湘南映像祭事業、文化資料展示施設開設事業あるいは芸術文化振興事業等を進めていく。以上、345 の実施計画ですが、若干追加される状況にあります。

××××××××××××××××××××××××××××××××

次に、地区別まちづくり実施計画について、これも別紙体系図でご説明いたします。13 地区のまちづくり実施計画については、暮れに行われた各地区の地域経営会議と地域住民、活動団体等による意見交換、地区全体集会を経て再度地域経営会議でさまざまな議論をし、修正を加えて市長に 13 地区別まちづくり実施計画案が提出されております。それに基づき本日まで市長、理事者と調整・協議がなされ、現時点で 13 地区の総体としての事業数は 353 事業となっております。その内訳は市民、公共的活動団体、NPO 団体と連携して進めていく事業が 87 事業、まちづくり行政事業が 266 事業となっております。

それでは、順次ご説明いたします。詳しくは分厚い実施計画書をご覧くださいと思います。

「片瀬地区」については、12 のまちづくり目標と 16 の地域まちづくり

活動に基づき 33 の事業が設定されました。主な事業は災害が起きたときにお年寄り、動けない方たちを支援していく「災害時要援護者事業」、「ひとり暮らし高齢者見守り事業」、片瀬地区はいろいろなボランティア活動が活発に行われておりまして、青少年居場所づくりを空き教室や公民館、空き店舗等を利用しながら積極的に取り組んでいく。あるいは片瀬三大まつりを次世代に継承するために支援事業をしていく等々33 の実施計画が設定されております。

次の「鵠沼地区」では、13 の地域まちづくり目標と 13 の地域まちづくり活動に基づき 28 事業が設定されております。例えばシニア支援事業は、リタイアした人たちをもう一度社会の中でいろいろな活動をしてもらって、地域のまちづくりに活かしていく。さまざまな世代を超えた人たちが交流するふれあい促進事業、ニコニコ自治会や鵠沼の緑と景観を守る会等さまざまな活動団体があって、積極的にみずからの地域を地区計画や建築協定、景観協定制度を用いて緑を守り育てていく。環境保全活動としてエコチャリントン協力事業は、自転車を利用した環境に優しいまちづくりを推進していく等々が提案されております。

次に「辻堂地区」では、13 の地域まちづくり目標に対して 18 の地域まちづくり活動があり、それを支える 18 事業が設定されております。例えば地域まちづくり活動の「4 青少年育成活動の推進」ということで、地域が連携して青少年育成事業を行う。それから健康都市宣言を踏まえ身体を動かす習慣を普及させるということで、地域版の健康推進事業をやっていく。辻堂にはさまざまな文化資源や緑が存置されているので、辻堂グリーン回廊軸としてネットワークと文化を結びつけていくという事業が予定されております。

次に「村岡地区」では、14 の地域まちづくり目標と 16 の地域まちづくり活動に基づき 14 事業が予定されております。地域まちづくり活動の 2 番の「地域活動への参加、協力」として「自治町内会加入促進事業」を進めていく。安全・安心な防災体制の強化ということで、村岡地区は防災組織が 95%になっており、防災組織間の連携強化をして、災害に強いまちづくりを推進する。10 番の緑や花いっぱい活動では、地域みどりや花いっぱいまちづくり推進事業を積極的に推進する。通行に配慮した環境整備として細街路を踏まえて歩行者の環境整備を進めていく。

次に「藤沢地区」では、12 の地域まちづくり目標と 19 の地域まちづくり活動があって、それを具現化するための事業として 28 事業が予定されております。地域まちづくり活動の 6 番の地域と子どもの交流の場として、「地域子ども交流事業」、それから交通事故多発地点が多いために、それら

の改善点検を行った上で「地域安全活動事業」を進めていく。「地域生活改善事業」は社会的弱者に配慮した必要施設として進めていく。公共交通システムの強化事業なども挙げております。

次に「明治地区」では、12の地域まちづくり目標と18の地域まちづくり活動、それを具現化するための施策として31の実施計画が位置づけられております。特にまちづくり活動の6で耕余塾も含めてさまざまな歴史的遺産があることから歴史散策・南北縦断観光事業、それから7番で健康増進を進める「高齢者向け医療マップ作成事業」を医師会の協力を得てつくっていく。医療機関等「循環コミュニティバス運行事業」とか当該地区は細街路もあるため「道路バリアフリー化促進事業」を積極的に推進する。

次に「善行地区」では、12の地域まちづくり目標と12の地域まちづくり活動、それを具現化するため23事業が設定されております。活動の3の「防犯意識が高まる地域」では、みんなで取り組む防犯事業、3カ所の地域市民の家をいかに地域の課題解決のために有効活用を図るか。11番の「みんなでつくる癒しの地域」では、「ぜんぎょう里山づくり事業」等が位置づけられております。

次に「湘南大庭地区」では、15の地域まちづくり目標と17の地域まちづくり活動、それを具現化する施策として23の実施計画があります。ここでは2番目の「子育てに関する人の交流と情報交換の場の拡充」として、「ニコニコ子育て応援隊事業」、当該地域は高齢化が一番進んでいる中で新たな次世代の担い手を育成していく。中高生の居場所づくりの「中高生プラザ開設事業」、地域の医療機関と連携した「健康なんでも相談事業」を行う。それから地域の「ゴミゼロ運動推進事業」等々が設定されております。

次に「六会地区」では、9の地域まちづくり目標と24の地域まちづくり活動が位置づけられ、それを具現化する31の事業が設定されています。例えば6番の「コミュニティビジネスの創出」では、地域の大学と連携して「福祉に関するコミュニティビジネス創出事業」を地域ぐるみで行っていく。12の「地域目と声で創る防犯活動の推進」では、「犯罪を減少させる活動事業」を積極的に推進する。20番では当該地区にはまだ交通不便地区があり、そういうものをどうやって解消していくか等々の事業があります。

次に「湘南台地区」では、19の地域まちづくり目標と32の地域まちづくり活動があり、それに基づいて38の事業が設定されております。例えば13番の「高齢者も障がい者もいつでも誰でも集える環境」として、「高齢者、障がい者カフェ事業」を進めていく。湘南台は外国人市民の約4割が居住していることから、地域を挙げて「外国人支援交流事業」をやって

いく。21番の良好な自然環境として引地川と境川に挟まれた地域であることから「緑の回遊路整備計画事業レインボータウン計画」ということで、遊水地の上部利用を含めネットワーク事業を進めていく。30番の「住民が憩える公園」では、「公園ユニバーサル化事業」を積極的に進めていく事業等々が予定されております。

次に「遠藤地区」では、9の地域まちづくり目標、12の地域まちづくり活動に基づき25の施策を具現化していくための事業が設定されております。例えば4番の「地域力による防災活動の充実」として「地区防災組織強化促進事業」あるいは当該地区は細街路が多いため「交通安全対策促進事業」を積極的に推進する。植木の生産が活発なため観光農園を農業者と地域が連携して進めていく。「地場産物直売促進事業」もしっかりとやっていく。8番の地域環境美化として、当該地区は不法投棄が多いということから市と連携しながら「不法投棄防止対策事業」を地域を挙げてやっていく。10番「交通の利便性の向上」で交通不便困難地域もあることから「バス便増加促進事業」を連携しながらやっていくということです。

次に「長後地区」では、20の地域まちづくり目標と23の地域まちづくり活動に基づき38の事業が予定されております。例えば4番の「地域で安心して子育てができる環境の推進」では、「長後すくすく応援事業」とか、13の「共生に関する地域ボランティア」ということで「長後ボランティアセンター設置事業」として、地域まちづくりの担い手を育成・発掘していく。19番では空き店舗対策が大変な課題となっているため地域の商業団体、商店街が連携して「商店街活性化事業」をやって、コミュニティに密着した商店街再生を進めていく。22番では駅に集中する車両交通の円滑化ということで、「長後地区コミュニティバス路線開設事業」を進めていく。

最後の「御所見地区」では、14の地域まちづくり目標と21の地域まちづくり活動に基づき33の事業が設定されております。例えば地域まちづくり活動の3番「日常の買い物に便利な環境整備の促進」として、当該地区は商店街や中小スーパーも撤退して買い物難民という問題があるため「買い物利便性向上推進事業」として買い物の利便性をいかに向上させるか。買い物に行けない高齢者にどう宅配していくかとか、14番の「心安らぐ景観の整備」では、宮原中川あじさいロードを整備して観光資源を強化し、農業と連携して魅力づくりをしていく。15番の地域の祭礼等ということで、地域のまつりに関しては、さまざまな伝統的な祭を活かして世代間の交流をしていく。16番で、当該地区は牧畜、園芸等が非常に盛んですので、この資源を活かして地域独自の「ファーマーズパーク構想推進事業」を農協と連携しながらやっていく等々の事業を設定しています。以上が13

地区のまちづくり実施計画です。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

次に、短期財政計画についてご説明いたします。既に基本計画では中長期財政計画が策定され、23年、24年、25年の短期財政計画を策定中です。特に23年度については予算編成と並行して今行っているところですので、途中の数値です。24年、25年もそれを踏まえた整理をしておりますので、現段階の位置づけであるというふうにご理解いただきたいと思います。（「短期財政計画総括表」参照）

見方ですが、一番上の表は「歳入見込」です。自主財源として市税とその他、依存財源は地方譲与税、国庫支出金、県支出金その他で、人が限られたものも含まれております。政策的に自由にできる一般財源ベースです。23年度の一般財源ベースでの歳入見込は842億円、予算編成時よりも法人市民税、個人市民税が若干回復基調が見られる。24年度の一般財源ベースでは、自主財源が776億円、これは武田薬品工場跡地に新たに総合研究所あるいは湘南C-X（シークロス）ができてくる中での税収の見込です。依存財源を入れて873億円と若干アップしています。25年度は24年度とほぼ同じ、3カ年で約2,595億円の歳入を見込んでおります。

次に、「歳出見込」では、経常的経費は人件費、保健、医療、福祉等の扶助費、起債等の公債費、その他ですが、23年度が562億円ですので、歳入見込の合計額の①842億から経常的経費の②を引くと、政策的に投入できる財源は279億円です。

次に下段の「総合計画事業費見込」ですが、政策的投入経費は、今年から総合計画に投入する「総合計画事業費」と「その他政策経費」の2つに分けております。したがって、ご説明してきた総合計画事業は基本的に総合計画事業費として対応していく。「その他政策経費」は年間数十億のIT使用料とか回線料あるいは法律で決められていて執行しなければならないものです。23年度を見ますと、政策的経費が279億であっても総合計画事業費として101億円、その他政策経費178億円、歳出全体としては842億円となります。

歳入見込も24年度に若干経常的経費が574億と上がっております。総合計画事業費というのは市域全体と地域とに分かれております。3年間で市域全体の一般財源は336億円、13地区は6億1,000万円となります。

次のページでは市域全体のうち部別で、23年の一般財源101億は、総合計画事業費の中の市域全体のまちづくり事業費の100億円と連携したものです。

次のページでは、短期財政計画の地域まちづくり計画の13地区別に分

類したものです。

次のページは、これからの総合計画は3つの都市ビジョンに基づく9つの藤沢づくりの目指す方向性の戦略目標と政策を具現化するための施策をどうやっていくかですので、1の地域自律型から始まって9の藤沢ライフスタイルで、9つの目指す方向性別で一般財源として政策的総合計画事業費として投入予想額が分類されたものです。これは1ページの表の総額と合っております。

最後は13地域の藤沢づくりを目指す方向性を整理したものです。整理いたしますと、概ね総合計画事業費というのは3ヵ年の現時点での見込み値としては、大体100億から120億で推移していくと見ております。雑駁ですが、説明は以上です。

曾根会長
川島副会長
事務局

それでは、質疑をお願いしたいと思います。

A4の体系図ですが、一番右の「実施事業名」の番号は優先順位ですか。

優先順位ではなくて、例えば1の「新しい公共の視点に立った公民連携の推進」を具現化していくための施策事業として、1つは藤沢づくり推進とか、国県資産の活用とか公民連携推進とか4大学コンソーシアムとかアットランダムになっています。

田中委員
事務局

13地区で立派な活動が網羅されていることに感心しているけれども、財源が伴うのかどうか。13地区の市民センター・公民館の管理費とか人件費は入っていないということか。

市民センター・公民館の維持管理費については、経常的経費の地域移譲分予算の中で別にあります。地域では12年間を想定しての計画でありまして、第1期の3年間で、今年は住民の意見を聞いて、例えば道路の総点検をしてどこから優先的にやっていくか。それを4ヵ年かけて改善していくということで、来年度、再来年になると、予算が倍以上に膨れ上がってきます。

田中委員
事務局

それでもこれだけの事業を行っていくのは大変だと思う。ただ、地域経営会議の方々が優先順位があるから、これは今年やるけれども、これは3年後ですと提示しておいて理解できるんですか。

地域でも市民センターと公民館と地域経営会議がどういうスケジュールで進めていくかという考え方を示させていただいております。実はある地区で公民館の建て替えをしていきたいというところがあります。それについての予算は全市で持っています。地域が老朽化した施設を新たなニーズのためにどういうものにしていったらいいのか意見を聞きながら、市側に投げてくると、全市と地域と連携してやる事業費については、全市で持っております。公園関係の整備でも全市が地域の公園の改良をやっていく

ときに、全市が進めていくということで、お金は全市からかなり投入されます。

田中委員 13 地区については、海老根市長が効率性について、例えば使用料と維持管理費とのバランスが取れないといった話をされているが、そういう問題を除いて活動をするのか。根本的な問題も触れながら地域の人たちに理解を得ながら活動していくのか、その辺はどうなのか。

事務局 市長が常々申しているのは「公共施設白書」に基づいて、地域には市民の家とか老人の家とか児童館がありますが、それらについては地域でもう一回見直してもらって、6%しか使っていないなら子育てに開放して民間保育所をつくってもいいではないかとか、高齢者の居場所づくりに変えたらどうですかとか、そういうものについては地域で別に予算を持っておりますので、そういう中で改善していただければ、それに沿って条例や規則を変えていく。それに必要な修繕費は地域にきちんと渡していく。いわゆるコミュニティ施設の本当の利活用をしていく。名称はそれぞれ地区によって異なりますが、公共的資産の有効活用事業としております。

田中委員 いずれにしてもその辺のところは住民にきちんと説明して実施していかないと、夢がなくなったとか、挫折したとか、考えていることと全然違うじゃないかという軋轢が出るとまずいので、その辺は工夫して行動していただきたい。

加藤委員 実施計画の中に、実施主体が藤沢市ではなくて特定の団体とか個人名になっている事業があるけれども、これはどのように選別され、中身についての検証はどのようにされたのか。総合計画は行政計画ですから、特定団体とか個人については分類すべきではないか。それから1つの事業で、他にもやっているところがあるけれども、なぜそなのか、どこによって決められているのか。市がこの事業について全面的に責任を持つのかどうか。総合計画に位置づけられるわけですから、市が責任を持ってやるのであれば検証が十分にされるべきだと思う。

それから事業内容のところにはさまざまな団体とか地域の方、ボランティアも書いてあるが、既にそういう方たちと話し合いが済んで協力関係になっているのかどうか、お聞かせください。

3番目は、現在行っている福祉事業などが入っていないのがあるけれども、その事業はスクラップされてしまったのか、別のどこかに位置づけられているのか、お聞かせください。

短期財政計画の地区別の中身を見ると、かなり地域によって差がある。この差について地域にはどのように説明されるのか、お聞かせください。

事務局 基本構想、基本計画をつくった中で、藤沢市の新総合計画は、行政計画

として行政が事業を執行するための計画ということから、市民、地域と行政が連携して地域、市域のまちづくりを進めていくための計画にしていこうというのが基本構想で打ち出した前提です。そこは基本計画に明確に書かれておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、今回の実施計画の中で地域も市域もそうですが、単なる従来型のまちづくり公共事業のほかにも、市民連携事業、公民連携事業等々新たなものが入ってきております。例えばまちづくり市民連携事業というのは、地域経営戦略 100 人委員会や 13 地区ごとの地域経営会議並びに藤沢市の市民活動推進センター、あるいは経済部がつくっております産業振興条例の地域貢献事業というものを踏まえて、さまざまな組織に自分たちがやっていることを全市域のまちづくりの中できちんとやっていくということで募集をしたところ応募してきた。例えば 58 ページを見ていただくと、「ふじさわこどもまちづくり会議」事業は、まさにまちづくり市民連携事業で、十数年にわたって子どもたちのまちづくり教育をするために市内の大学、社会人と連携して 13 地区ごとに子どもまちづくり教育を実践してきた。これはこれからも次世代を担う子どもたちが、地域のまちや社会の様子というものを実体験を通じて考えていくので、市民連携事業として自分たちの組織が地域あるいは大学と連携して今後も推進していくという提案がなされ、それらを踏まえて庁内で整理して位置づけられたわけです。したがって、今までは総合計画の実施計画は全部お金がつけられて、道路主管課がやる、何とか課がやるという予算項目になっておりましたが、新しい公共を進めていくという中で、こういう「ふじさわこどもまちづくり会議」が連携してやっていきたいと、実績もあると。こういう方たちが進捗管理はみずからが行い、定期的に報告をいただくという中で、まさに藤沢市が目指している新しい公共の地域力、市民力を活かした総合計画が随所にあるということをご理解いただきたいと思います。

それから事業内容でもボランティア等あるものについては、概ね現時点で確認をし、提出していただいたものに基づいて整理を行っている。もう 1 つは、今までは入っていたのに抜けているというのはおっしゃるとおりでありまして、それはどうしてかという、今までの総合計画には国民保険の何とか事業とか入っていた。ところが今回は、総合計画を毎年経常的に実施する事業、ITシステムの改善に 15 億ぐらいかかっているわけです。建物の保全とか補助金、交付金に基づいて定期的にやっていくもの、あるいは法的事務経費等のものについてはきちんとその他の政策経費に入っております。今の総合計画は 2 つに分けたとご理解いただきたいと思います。

それから特定の個人、団体の名称が入っているものについては前回もご指摘いただきましたが、まだ整理がされていないところもありますので、整理をさせていただきたいと思います。

最後に、予算で地域によって出されている額についてばらつきがあるのは事実ですが、経常的な経費として13地区に移譲されている地域分は別途ありまして、総合計画事業の地域別まちづくり実施計画は、自分たちが地域のまちづくりの未来課題を具現化していくためにどういう活動を行うか、みずからが設定し、地域の意見を聞いてやってきている。たまたまそれを実現するためにお金が多くかかるものと、小さくて済むものとお金をかけなくてもできるものもありましたので、それは地域差別というようなものではない。地域の方々が、そういう視点に立って地域の未来課題を解決していく事業として行ってきたというものですので、よろしく願いいたします。

加藤委員

民間の団体や個人が実施主体でやっている事業については、自らが言い、報告をするという説明でしたけれども、市の責任はどうなるんですか。例えば総合計画に位置づけられるということは、その団体に市としてもかなり応援してもらっている事業と位置づけられているという意味では強い力を持つ事業なので、他の同じ事業をやっている団体とは差がつくわけです。それと責任という点です。何かあった場合に藤沢市が総合計画に位置づけているというネームバリューがあるわけですから、その責任については選別と検証はどう行われているのか。例えば介護に関する家事援助などはたくさん事業所がやっているけれども、特定の団体が位置づけられているという点では大変疑問に思うところです。

それからなくなった事業がどうなったかという点は政策的経費として分けたということでしたけれども、具体的に事業名がなくなっているものは、もうやらないということになるのかどうか、確認させてください。例えば高齢者福祉の部門で紙おむつ事業はあるけれども、緊急通報システムが入っていない。それを検証していくとかなりいろいろなものが出るのではないかと思うのですが、担当部局とはどのように理事者調整がされたのか、お聞かせください。

事務局

最後の点から申し上げますと、緊急通報システムと包括支援センターも出ておりますので、これを連携してよりいいものにしていくということですので、あえて削っているということはありません。

2点目ですけれども、前回もご指摘があったと思うのですが、全部は精査がされていないけれども、総合計画の中で「ふじさわ未来課題」に対する関連事業で個人名や企業名があるものが若干見受けられますので、それは

外していくことで整理をしていきたいと思います。

それからまちづくり市民提案事業については、実施計画でもご説明いたしましたように、地域の方々がまちづくりの具体的な地域活動を行っていて、それも自分たちの自己責任において進めてきている。そういうものを第1回目の提案のときにそういう応募があって、私たちもこういうものを通じて全市の子どもの教育環境づくりに寄与していきたいと自発的に提案される。それはあくまでも市民連携事業ですので、その方たちが自己責任においてきちんと説明していくと同時に、市も地域もかかわりのあるところであれば連携をしていく。決して差をつけたとか、選別したとかということではない。今回の新しい総合計画であるということでご理解いただきたいと思います。

広海委員

実施計画書の書き方についてですけれども、「事業内容」という狭い欄にびっしりと書いてあるところと、数行で終わっているところがある。例えば57ページの「シニア世代の教育ボランティア事業」については読んでいてよくわからない。これからいろいろ手直しをするのかもしれないが、書き方で内容がよくわからない。それから「役割期待」というのがこういう内容でいいのかどうか。事業課によって書き方に差がある。

それから一つひとつの事業に関して計画内容、私たちも研究費を取るときにいろいろな書類を書かされるけれども、もちろんそれぞれの事業にはもっと細かな計画に係る文書がつくのかどうかもあわせてお聞かせいただきたい。

事務局

ご指摘の点で、まだばらつきがあることは事実です。市内部でも2回にわたって理事者調整をやっていますが、まだ、まだ来年度の予算要求の資料と思っている部分も結構ありまして、相当今修正をしていて、総合計画の戦略目標を踏まえて12年間の基本計画期間を踏まえて今何をやるべきかが明確に整理されていない部分がありますので、それは事業内容の書きぶりや役割期待値の部分、それから現状値等が入っていないものも幾つか見受けられますので、ご指摘のとおりですので、整理をさせていただきます。

広海委員

2点目の質問の各事業ではもっと細かな文書がつくのかどうか。

事務局

このスタイルで行って、図までつける予定はございません。この他に基となる資料は膨大にありますけれども、それにはいろいろ課題がありまして、例えば都市基盤の話になったときに、道路のネットワークといってもわかりませんので、最終的には図をつけて、トータルとして見れるようにしていきたいと思っています。

原委員

何となくわからない点はまだあるのは、これだけの計画があつて半分以

上は地区から挙がってきている計画です。一方、財政的などころをみると、3年間の短期計画期間の総額で言う、地域まちづくり計画が6億円で全体の1%ですけれども、本当にできるのか。市民センターの建て替えとか大きなものは市全体の中で見ていくという話だったけれども、そうするとこの6億円はどの事業に、どういう裏づけになっているのか、その辺が見えてくるといいと思う。

今回、初めて出てきたのではないかと思うのは、最後の方のアイデア提案事業というのを見ると、いろいろな事業を研究していきましょうという形だと思うんですけれども、これは今後研究を進めていく中で、より具体化していけば事業として追加され、予算化され、事業が実施されていくというような位置づけなのかどうか、もう少し詳しいご説明をしていただきたい。

事務局

地域の予算について、13地区の実施事業ごとに詳細な予算は把握しておりません。例えば道路環境整備事業で言えば、どういう目的でどういうスケジュールで事業を行っていくのかということは我々としては把握しておりません。予算が3年間で6億強ということですが、1つ大きく分けると地域と全市で連携していく事業が結構あります。公民館やコミュニティ施設の建て替えがあれば、役割や地域のいろいろなニーズや声を聞いてそれを整理して市がそれを受けてやる。そういう意味では公共施設や大きな道路、公園については全市の方で予算措置をする。例えばファーマーズマーケット構想となれば、膨大なお金がかかるわけです。そういうものは全市の方でやります。また、公園等のユニバーサルデザイン化とか地域の身近な公園にしていくとなれば、地域に公園の維持管理費は出ております。例えばまちづくりみどり推進課の方で公園改修費は持っておりますので、出てきた案と一緒にやっていくということです。詳細に分析しますと、結構、地域でやる事業が全市の中に位置づけられていることは事実です。

2点目は、まさに今回実験的にスタートしておりまして、アイデア提案制度というものはいろいろ応募をしてきたときに、こういう知恵がある、こういう思いがあるというアイデアをたくさんいただいたもので、それは今後、何々NPO法人で行くとか、一緒になって議論していくものもあるし、あるいは地域で一緒にやっていくとか、全市でやっている事業に一部入れ込むとか、いろいろ市民や地域の人たちに参加していただいて、アイデアに基づいてどう具現化していくか、少しずつ市民力、地域力を高める上で議論をしていく。そしてそれが案になって出てくるというようなこともあると思います。

- 曾根会長 アイデアが出てくる方は制度化されているけれども、効果のない事業とか政策あるいはやる気が数年でなくしちゃったものはどうするのか、お終いにする方はどう制度化しておくか、その問題は地域に任せるのか、進捗管理をどこかでやるのかという仕組みのところは、もう1つ工夫が必要だと思うんです。一度書いてしまうと、20年間やるんだというのと、ちょっと時代にそぐわなくなったりすることの吸収ができないと思います。ただし、新しいアイデアがあったら、それを取り込むということも多分必要なんだと思うんです。このあたりが今の総合計画の書きにくさだと思うんです。変遷が非常に早くても一遍書くと10年先、20年先までを固定するのか。長期ビジョンがなければ短期のこともできない。長期と短期、変動する社会、経済と計画との関係がそもそも論のところであると思いますので、少し整理をして、仕組みも入口のところと出口のところの両方があるのもいいのではないかと思います。
- 小松委員 今の質問に関連して、地域にある程度の予算があるわけですが、これは地域で予定している実施事業に対して、どのくらい配分されるのかということは、地域経営会議の方々には既に把握されているのですか。
- 事務局 地域経営会議の方が市民センター・公民館と一緒に地域意見を聞いて、実施計画事業案をつくり、それに基づいて公民館と一緒に予算案をつくっていますので、20ある事業で幾らかかるというのは地域経営会議の方々には全部知っております。
- 東海林委員 私も最終的に100人委員会のグループの人たちとお話をしながら、57ページの「シニア世代の教育ボランティア事業」にしても、今、時間があるから子どもたちにボランティアをしたいという方もたくさんいらっしゃるけれども、そういう思いのある人とかNPOとか、そういう人たちをある意味で実行委員みたいな形にして、どの人とどの人をつなぐとか、どのNPOとどの組織をつなぐとかというアドバイスとかコーディネーターみたいな役割を担うところはどこですか。多分、やりたいという思いがある人をより多く引き出すことが事業の成功の大きな要因の1つだと思うけれども、そこがまだ見えていない。そこで私たちだけで実行委員会をつくらうとか、そういう話も出てきているので、その辺のイメージをお聞かせください。
- 事務局 先ほど、会長が整理されたように、いろいろなアイデア、思いを引き出していくというのは地域力を高めていく上で大変いいと思うし、それをどういうふうに誰と誰が連携したり、誰が発意してどういうふうにやっていくのかという入口の部分の制度設計と出口の進捗管理とか、これは難しい。行政がやるから行政の責任だという話ではなくて、地域のまちづくりをみ

ずから経営していく中でどうしていくか。そこはまだうまく制度設計ができていない部分もありますので、これが課題であることは十分地域経営戦略会議の皆さんも認識しておりますので、年度内には整理をさせていただきたい。また、いい知恵があればお出し願いたいと思います。

曾根会長

それは従来のな枠組みだと、行政のどこの組織が担当ですかという話になるけれども、自発的な運動ですから、仕組みと仕掛けをどうつくるか、かなりノウハウ部分、経験部分によるところが大きいと思いますので、それは蓄積するしかない。あるいはアイデアをもう少し磨くしかないという感じを持っています。

秋山委員

これも仕組みと仕掛けにつながるかもしれませんが、隣の地域がどういう事業をどのように進めているのかというノウハウを共有できるような何らかの場を、計画書を拝見すると各地域で工夫を凝らしたいろいろなアイデア、事業があるのですが、似たようなものもあります。一方、市の中で人材とかノウハウが必ずしも均一化しているとは言えないので、得意分野、不得意分野それぞれあると思いますので、それをうまくお互いが借りられるところは借りながら、進めていけるようなやり方をいただければと思います。

曾根会長

これまた新しい工夫の1つのクラウドコンピュータ型に市の方に情報蓄積機能があって、他が借りるという分権の新しいスタイルを目指す工夫なんだろうと思います。

渡辺委員

計画書はかなりよくできていると思うんですが、そして完結しているのではないかというところもある。例えば御所見の買い物ということと言うと、計画をつくる時点では、あるスーパーが閉鎖するということがあったけれども、そこに新しいのが入ってきて今は非常ににぎわっているので、進捗しているところもある。これは案であるということで承知しているけれども、これを地域経営会議とか地区でもう一回おさらいをしてやるのが大事ではないか。新総合計画をつくって、みんなが見たときに、「何だこれはあったじゃないか」と言ったのでは格好がつかないので、その辺はもう少しお願いします。

曾根会長

今のご意見は、スタートラインにおいて成果が出たものはリストから省いた方がいいのではないかという改定の頻度というところの課題で、古いアイデアというか、どこまで載せるかと、将来にわたってのことは実現できて、5年後には解決済み、3年後には解決済みというのはあるでしょうけれども、今もう既に解決しているものは資料として載せるのは、全部を見た上でというご意見だと思います。これは印刷されて、みんなに配られる前にちょっとチェックが必要だと思います。

他にありませんか。

大部なものですので、全部を読むのはなかなか難しいと思いますけれども、お気づきの点は事務局にご連絡いただきたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長
事務局

次に、(2) 基本構想副読本について、ご説明をお願いします。

前回、副読本の概要についてご説明いたしまして、文章の表現、字体の問題、わかりやすい図表、学校教育にも使えるようにとか、いろいろご意見がありました。その点については内部で修正等をしております。一番大きかった課題は、議会と行政との関係といった自治の仕組みがあることで総合計画がよくわかるのではないかというご意見から、資料3の3ページをご覧ください。(資料3参照)

「私たちの政府」が創る藤沢づくりがどんなふうにつくられてくるのかというのをイメージしたものです。

1 ページは、地方自治とはどうなっているのかということで、地方自治法に基づいて基本構想がつくられてきているので、地方自治の議会と市長との関係は全国的にフォーマットが決まっています、藤沢づくりの仕組みとしての関係を図であらわしております。それが今回、新しい総合計画では「私たちの政府」が創る、藤沢づくりを地域分権、新しい公共で進めて、永続的な市域、地域のまちづくりを進めていくということで考えると、右側の図の中に市内分権を進めておりますので、市民センター・公民館に権限・予算等の移譲をするという仕組みができています。

一方、市民というのは一人ひとりの市民もおれば、地縁団体、市民活動団体、NPO、大学、企業、商店連合会等々の活動団体があります。それと市民、公共的団体の代表の人たちが地域経営会議を構成している。市民と地域経営会議との連携、協働もあるし、市民と公共的団体との協働・連携もある。また、地域経営会議は地域のさまざまな組織と連携する。こういうことを踏まえて総合計画の基本構想の地域まちづくりの推進ということであれば、今までも地区別まちづくり計画案、地区別まちづくり実施計画案、あるいは地域の声を聞きながら意見を集約する中で、地域のまちづくりが推進される仕組みが出てきた。ここで地域分権と市内分権、地域内分権と、こんなイメージをたたき台としているわけです。

したがって、基本構想の副読本をつくるということは、基本構想は地方自治法に基づいてつくられたものですので、地方自治の仕組みというものを、今回の基本構想で藤沢づくりが議会と市長と市民の皆さんとの間で自治の仕組みとしてどういうふうに展開されるのかというようなものをイメージして、これをできるだけ図解しながら、今の仕組みと総合計画の仕

組みがわかるように検討しているということです。

曾根会長

副読本に新しい仕組みを書き込むことはとても大事であると思いますが、読む方は難しいという受けとめ方になると、これまた逆効果ですので、わかりやすく、かつ要領よく伝えるというその工夫だろうと思います。

この審議会がスタートしたときには「新しい公共」というのは、言葉として出ていなかった。そのうちに「新しい公共」という言葉も入り込んだ。あるいは国と地方の地域分権ということで、地方自治体も地方政府と呼べるというところまで国は来たのですが、さらにそれが進んで地域の中の分権、市の中の分権、地域内の分権と分権の意味がたくさんあって、それを藤沢は制度として取り込むと、ある意味かなり先取りをしたわけで、それをひっくり返して「私たちの政府」と、今までの政府概念とは相当違うものを先に出していた。さらに進んで来て、次の段階は地方自治あるいは地域分権の新しい姿を他の市に先駆けて提起するのだろうと思います。せっかく提起するなら分かりやすく、かつインパクトのある形にしましょうということです。

それから参考資料の「総合計画名称案一覧」については、どこで議論するんですか。

事務局

これは地域経営戦略 100 人委員会や地域経営会議等にメールで呼びかけました結果、こういう愛称、個称が出てきたものですので、今後、参考にさせていただきたいと思います。

曾根会長

これも皆さんの方からいいアイデアがありましたらお願いします。

それでは、本日、事前に出されている議題は以上ですが、その他として何かありますか。

事務局

次回は2月5日（土）午前10時、場所は市役所職員会館3階会議室となります。

曾根会長

以上で、第18回総合計画審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時55分 閉会